

国立大学協会

會 報

昭和 29 年 6 月

第 6 号

一、事業報告

第八回總會、役員會、委員會  
(專門委員會) ……等

二、會計報告

昭和二十八年年度決算  
昭和二十九年年度予算案

三、彙報

會則、役員名簿、要望書等 一覽表 ……等

# 会 報

(第六号)

## 国立大学協会

### 目 次

#### 一、事業報告

- 1、役員 会 (昭和二十八年九月十一日) ..... 一  
(要望書の提出)
- 2、第二常置委員会 (昭和二十八年十一月十二日) ..... 二
- 3、大学入学者選抜方法に関する件 ..... 三
- 4、第六常置委員会 (昭和二十八年十一月十二日) ..... 四
- 5、第八回総会 (昭和二十八年十一月十三、十四日) ..... 五
- 6、要望書の提出 (昭和二十八年十一月三十日) ..... 六
- 7、役員 会 (昭和二十八年十二月二十三日) ..... 七
- 8、第三、第四常置委員会専門委員会  
(昭和二十九年二月二十二日) ..... 八
- 9、役員 会 (昭和二十九年三月十二日) ..... 二一

#### 二、会計報告

- 昭和二十八年年度 (自昭和二十八年四月一日至昭和二十九年三月三十一日) 決算 ..... 二三

#### 三、彙 報

- 昭和二十九年年度 (自昭和二十九年四月一日至昭和三十年三月三十一日) 予算案 ..... 二四

- 1、国立大学協会会則 ..... 二五
- 2、国立大学協会役員及び各委員一覧表 ..... 二六
- 3、昭和二十八年年度大学卒業予定者の推薦ならびに採用試験の時期等に関する調査について ..... 二八
- 4、第一常置委員会委員長の互選 ..... 三〇
- 5、大蔵当局との懇談会 ..... 三一
- 6、神原学長の御逝去 ..... 三一
- 7、資 料 (一) 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案 ..... 三一
- 8、資 料 (二) 教育公務員特例法の一部を改正する法律案 ..... 三二
- 9、資 料 (三) 国立学校設置法の一部を改正する法律 ..... 三二
- 10、要望書等一覧表 ..... 三四
- 11、総会開催日一覧表 ..... 三四

# 一、事業報告

## 1、役員会

日時 昭和二十八年九月十一日午後三時→午後七時三十分  
場所 東京大学大講堂南側会議室  
出席者 矢内原会長、森戸副会長、各役員  
代理出席。 横浜国立、大阪、千葉、名古屋、九州  
各大学

欠席。 熊本、神戸、帯広畜産、一橋各大学  
文部省 西田学生課長

### 議事要録

一、公職選挙に関し、修学のため寮、寄宿舎等に居住している学生生徒の住所の認定について。

このことに関し事情を明らかにした上、従来の措置即ち昭和二十一年五月二十二日地発乙第二五七号各地方官宛地方官宛地方局長通牒にいう「学修のため寮、寄宿舎又は下宿等に居住している学生生徒の居住（選挙人名簿調製上必要）は原則として、その寮、寄宿舎又は下宿等の所在地にあるものとする。」に對して、

昭和二十八年六月十八日自丙選発第一三九号各都道府県選挙管理委員会委員長宛自治庁選挙部長通牒で、これを廃止して「修学のため寮、寄宿舎又は下宿等に居住している学生生徒の住所は、単に居住の事実のみをもつて、その居住地に在るものとすべきでなく、個々の場合につき具体的に生活の本拠がどこにあるかを調査して認定すべきものである。」と改めたのが問題点で、法の解釈はともかくとして、寮、寄宿舎又は下宿に在る学生生徒について一々具体的に調査し生活の本拠がどこにあるかを認定することが、実際問題とし

て容易でないことである。よつて、役員会では、次のような要望書を作り、これを文部大臣と自治庁長官に提出することにした。

### 要 望 書

公職選挙に関し、修学のため寮、寄宿舎等に居住している学生生徒の住所の認定のことについて、我々は多数の学生を擁する大学の管理者として多大な関心を持たざるを得ない。住所に関する法の解釈については今しばらくこれをおくとして、我が民主的社會の現状において、すべての学生が修学を妨げられず、容易に且つ適正に公職者の選挙を行い得るよう特別の考慮を払われたく要望してやまない。

### 二、大学入学者選抜方法に関する件

文部省から「大学入学者選抜方法のうち学力検査実施について」という通牒が不日出される由であるが、この件については、当協会第二常置委員会において考究中のこととして、同委員会の担当委員野口お茶の水女子大学長から説明をきいた。

### 三、中央教育審議会における大学管理法案の取扱について。

会長から本件は、重要事項故、今後中央教育審議会において取り上げることとなつたので予め各役員の間を聴取して善処したい旨申され、色々意見の交換が行われたが、結局これからの諸般の情勢とらみ合して適当に措置されるよう会長に一任することとなつた。

### 四、その他

九州方面及び和歌山県下等の水害地出身罹災学生の対策、大学院の特別奨学生の学資返還免除のことなどを話し、進学適性検査廃止のこととは次の総会に提案すること。

次の総会は来る十一月十三日（金）十四日（土）と大体予定し、次回役員会で正式決定の上通知することとなつた。

### 備考。

（この役員会の議事要録は、昭和二十八年九月二十一日附国大協席第一六六号をもつて各大学長宛に通知しておきました。）

## 2、第二常置委員会

日時 昭和二十八年十一月十二日(木)午後一時三十分開会

場所 東京大学、大講堂北側会議室

出席者 小池委員長、各委員(秋田大学長代理出席)

文部省 寿山大学課長

### 議事要旨

議事に入るに先立ち、小池委員長より新委員大杉委員(静岡大学長)阿部委員(高知大学長)の紹介があつて後、本日の議題は新制大学における教育課程の問題について春山課長の手許で作成の調査資料に基いて検討したい積りであるが、事務局より進学適性検査と大学の入学試験の問題が議題として提出されているので併せて協議したい旨を述べられ、議事に入る。

#### 一、大学入学者選抜方法のうち学力検査実施について

本件は前回の総会の中間報告にもあるように、大学側と高校側との教育方針について特に円満な協調を計ることが大切である点に主眼をおいて、野口委員の立案されたものを書面審議にかけ各委員の賛成により別記の通りの案を得たので委員長の名において出した旨説明があり、野口委員より本案を得るに至つた経過並びに立案の趣旨について詳細な説明を加え、なおこの問題については文部省においても根本的な検討を加えており、まだ数年間のプランクもあるもので、本案はあくまでも臨時的措置とし確定的な案を将来に期待したい旨の附言があつて質疑に入り、特殊な大学や高校自身が了解している場合は指定科目はもう少し増してもよいかとの質問もあつたが、しばらくこの案の線で辛棒することに申合せた。

#### 一、進学適性検査について

委員長より本問題は前回の総会で進学適性検査の実施の各方面に及ぼす重大性に鑑み文部省は速かにその調査研究の結論を出されたい旨を要望したのであるが未だこれに対する文部省の回答に接していないので従つて今日ここに適正な判断を下し得ない、本委員会としては、理論的に

はともかく実際のな面からも総合的にあらゆる方法で検討した結果を至急出されたいこと、実施に必要な充分の予算的措置を講ぜられたいことなどを再び要望することとした旨を諮られこれを承認の後、現状における進学適性検査の功罪について各委員より質疑応答並びに忌憚ない意見を交換した。

#### 一、新制大学における教育課程について

本問題については曩の常置委員会の審議に基く実態調査の資料について春山課長より説明があつたが未だ資料が不十分であるので資料の整備を待つて再検討することとした。

### 別記

#### 大学入学者選抜方法のうち学力検査実施について(案)

一、大学は学力検査の実施につき次のような処置をとることができる。

##### (1) 修得科目についての希望表示

大学は入学志願者に対し入学後専攻する学部又は学科(これに準ずるものを含む)毎に入学前に修得を必要と認める科目の表示をすることができ

る。このことはあくまでも大学において希望を表示するだけのものであつて、受験者に義務づけてはならない。従つて大学出願の条件として高等学校においてその科目を履修しておらなくとも、受験の上には何等の影響を与えるものではない。

ただ大学としては、これらの基礎学力を修得しておらないと大学における修学上不利であることを知らしめ未修者を極力少からしめるために高等学校生徒の進学指導上一つの指針を示すものである。

##### (2) 受験の時の選択科目についての希望表示

大学は高等学校における社会、数学、理科の三教科のうちそれぞれ受験者に科目を選択させる場合、前項の科目の中から選択することが好ましい旨を表示することができる。

このことはあくまでも大学の希望表示であつて、これを受験者に義務づけてはならない。従つて大学としては希望科目を選択したもの

と、しない者として別段の区別をするものではない。即ち合格者を決定するに当つてはこの3教科の成績と他の科目の成績の全体と調査書、進学適性検査の各成績を総合して行うのである。

2 以上の修得科目についての希望表示、および受験の時の選択科目についての希望表示の処置をとるものでもないが大学の自由とする。

3 この処置は昭和三十年年度以降の学力検査の際から適用するものとする。

### 3、大学入学者選抜方法に関する件

(これは、和二十八年九月二十八日附国大協庶第一六九号をもつて、

「大学入学者選抜方法に関する件」として、

各国立大学長宛に小池委員長から左記の通り通知しておいたものである。)

記

国公立大学の入学者選抜方法は、文部省が大学高等学校双方の委員を以て構成する「入学試験研究会」に諮問して決定している。本協会は之と直接の關係を持たないが、本協会の第二常置委員会は右研究会の国立大学側委員と密接な連絡をとっているから、今回文部省から全大学に通知された昭和三十年以降の学力検査に関する新処置について本委員会は深い関心を持つてゐるのである。故に、本協会としてもその実施について各大学が趣旨をよく理解され、円満に高等学校との連絡改善を期することを念願する。依つて二三の点について御留意を乞う次第である。

#### 一、修得科目についての希望表示

大学は専攻学部又は学科(之に準ずるものを含む)毎に入学前に修得を必要と認める科目を表示することが出来る。

此の趣旨は、本協会が昨年文部省を通じて全高等学校に配布した「高等学校に於ける履修科目選択に関する参考資料」の趣旨と全く同じもので、各大学が自己の所見を表示することによつて一層具体性を持つものである。

文部省の通知では高等学校に於ける履修を意味しており、それが本筋ではあるが、場合によつては卒業後予備校で修得し、又は自修する方法もないわけではなく、要は大学の講義を聴く為めには入学前に特定科目の学力を修得する必要性を明かにするにある。なおこの場合留意されたことは高等学校の教育課程の実情から希望科目は厳選して少数に止められたいことである。

勿論この表示を為すや否やは全く各大学の自由であるから、大学の事情によつて何れとも定めてよいのである。ただ次項の選択希望表示をする為めにはその前提として本項の表示をすることになつてゐる。

又受験者に対しては希望に止まるものであるから、未修得と雖も受験資格には影響を与えてならないこと勿論である。又実際修得したか否かを受験者から申告せしめるか否かも各大学の自由である。

表示の方法は、文部省の通知による外、入学者募集要項、入学案内等に記載し、又は關係深い高等学校には一々通知する等便宜な方法も考えられるであらう。

#### 二、受験の時の選択科目につき希望表示

社会、数学、理科の三教科のうち、それぞれ、受験者に科目を選定させる場合、前項によつて履修を希望した科目の中から選択することが好ましい旨を表示することが出来る。

本項実施上最も微妙な点は合格の判定の際の取扱方であらう。此の表示は単なる希望に過ぎないから、希望に從はない故を以て失格せしめてはならないのであつて、高等学校教育の根本精神を尊重して之等の者とも雖も大学教育に堪えたと認められる者は入学せしめることにしたいものである。従つて、大学としては従来もそうであつた如く、全受験科目の成績、調査書、適性検査の評定の三者を総合して判定すればよいので、此の比較判断は各大学の良識に待つ外ないのである。

本項に関する表示の方法は前項について述べた場合を参考にして適当に処理されたい。

云う迄もなく本項の表示をするか否かは、各大学の自由であつて決して勸奨するのではない。但し本項の表示をする為めには必ず前項の表示をする必要があることに留意されたい。

芸能専攻志願者に実技を課する特例は、本項とは無関係の問題であるから、従何通りの方法で実施されるべきである。

従来極めて少数の例であるが、已に選択を指定し又は出題科目を制限して指定と同一効果を求めている向もあるが、特別の事情なき限り将来は本項による方法を採用して国立大学としての協調的態度を採られることを期待したい。

### 三、実施と準備の時期について

本件の実施は明後年即ち昭和三十年年度以降の学力検査からである。高等学校側は大学とちがつて準備の期間を必要とするので、その立場を尊重したことを諒とされたい。明二十九年度の詳細は已に発表されている通りであつて、何等の変更はない。故に本件に関する表示については特に三十年年度以降の点を明示して、明年度と混同しないように十分な配慮を希望する。

試験についての実施は右の通りであるが、希望の表示は高等学校側の準備の必要上文部省の通知の通り早いことが望まれている。従つて各大学はなるべく速かに本件に対する態度を決定して文部省の通知の要求する手続をとられたい。又この表示を行はないと決定した大学もその旨同様に関係の向に通知されることは高等学校側に対して親切な処置となるであらう。

なお各大学が将来表示の内容を変更せんとする場合には本項の趣旨に従つてなるべく前々年十一月中に関係の向に周知の方法をとられたい。従つて、一旦決定したものは濫りに変更しないように当初から慎重な態度をもつて決定されることが願はしい。

以上

## 4、第六常置委員会

日時 昭和二十八年十一月十二日(木)午後一時開会  
場所 東京大学大講堂南側会議室  
出席者 沢田委員長、各委員、各専門委員、柴沼学長  
欠席者 一橋大学長

文部省 清水人事課長、内藤会計課長、小林企画課長

議事要録  
先づ沢田委員長から

大学財政について、今春の第七回総会において申合せた諸問題を、それぞれ関係方面に対して要望して来た。その後の調査研究の結果については、本日、文部省より二、三の関係者の出席をわずらわし、説明を訊く事になつてゐる。亦、施設整備についての予算をここ数年間、五百八十億円を目標として年々その年度割分を要求して来たが、今後もこの方針で要求の実現方を更に促進せしめる様努力したい。一方、その他の財政問題については、専門委員が文部省と連絡をとりつつ具体的な研究をつづけて来た、東京大学、東京工業大学についての調査資料を作成したので、本日、それらについて検討を行つた上、明日の総会への態度をきめたい旨述べられた。

次に清水人事課長から

教授の待遇改善については、人事院と連絡したが、ベースの切替には学部長その他に特別手当をつけ、それが予算措置で行えなければ、一号俸乃至二号俸をあげる事に話を進めている。

人事官の山下、上野、浅井の三氏は、前歴が教授出身が多く、大学教授の待遇については極めて理解に富んでいると思われるので、充分考えている事と思う。亦、時期は申上げられないが、早く、職務俸を研究したいと思うし、年度内には人事官も考慮されると思う。更に、裁判官と教授との待遇の差については、逆に、高校教員との差を説明するのが困難で、むしろ現状のまま促進せしめる方が良いのではないか。などの説明があつた。

これに対し、沢田委員長より、総会でこの問題を再確認し、人事院總裁その他関係方面に促進方決議したい、との発言あり、了解を得た。

次に小林企画課長より資料二通(大学設置審議会、第九特別委員会の報告資料及び昭和二十九年国立文教施設費概算要求資料)を配布。

二十九年年度には、昨年度要求したものと同様の方針で計算した金額を要求する外今年度は施設費の一部について継続費として大蔵省に要求した旨を述べられ、資料について逐条詳細の説明があつた。

結局、それらの予算措置については、前年度において大蔵当局と懇談会を遂げたが、今年も同様、懇談会を催し意のあるところと十分訴えて善処方を要望することに決定した。

続いて、専門委員会における調査研究の結果について、進藤専門委員（東大事務局長）から、

東京大学及び東京工業大学に於ける各年度別経常的経費調、人件費、物件費内訳調の二つの資料を配布して各委員に概要を説明した上、大学財政確立に関する問題は左の如く四ツの点に要約されるように思われるとて次の通り問題点をあげられた。

一、予算要求に於ける有効適切な方法。

1、要求する事項を合理的ならしめること（この点について考えられることども）は次の通りである

イ、現在行われている要求方法

ロ、人件費と物件費の比率化をはかる

ハ、物価指数によつてスライドさせる方法

ニ、実績に物をいわせる方法

ホ、各費目間の相関指数を算見する方法

ヘ、研究費、学生経費、一般管理費等内容上の区分を工夫して要求を合理化すること

ト、教育研究の内容実態に基礎をおく方法

2、要求者の立場を強化すること。

イ、法律化によつて枠を作るなどの方法によつて個人的又は官庁的意志の介入を制限すること

ロ、文部省の要求を強化するために有力な補佐機関を設けること

二、予算施行において能率的にして適正なる方法。

1、各費目の合理化をはかる

2、各費目間の流用を円滑ならしめること

3、継続費を認めること

4、剰余金を翌年度に使用し得る制度を樹てること

三、予算の継続性と安定性の確立

1、特別会計制度の復活

2、一般財政状況の変化によつて安易に動かされないこと

四、臨時管轄費については借入金可能ならしめること

以上が専門委員会の今日迄の研究調査の段階である。と説明し、資料に基き、検討が行われた。

次に、進学適性検査の実施機関の総括機関を国立大学協会とするの件

（案）が提出された。

沢田委員長所用のため、内田（東京工業大学長）委員、司会の下に進藤専門委員から

進学の実施に当つて、本来、各大学が自ら行うべきものを、共通性、一貫性を考え、文部本省直営事業としたため、予算は国立大学費に計上されず本省の予算として計上された。そのため種々の制約に支配され、実施機関たる大学に対して経費上の困難を与えることになつた。

為に、本事業をそのまま尚存続するとなれば、運営の円滑を期する上に国立大学協会が自主的に総括機関として実施するよりほかに途がないと思われ、本案を考えたいわけである。

提案理由の説明があつて後、各委員間に意見の交換が行われた結果、この問題については、総会に凶る前に役員会にかけ、審議する必要があるとの意見に一致した。

続いて、本日、特に出席を願つた柴沼東京教育大学長から、

旅費の問題についてであるが、地質学関係の旅費不足により、教官が実習指導に当る事が出来ない。従つて、学生がその単位をとる事にも重大な影響を及ぼすものである。この点を考慮して旅費の問題を解決する必要がある旨の意見が述べられ、全委員の賛成があり賛成意見の多数を見、結局前記の通り次の総会の委員会に研究費の問題として採り上げる事となつた。

## 5、第八回総会

日時 昭和二十八年十一月十三日（金）（第一日）午前十時  
場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長  
 文部省 稲田大学学術局長、春山大学課長  
 議事要録 矢内原会長議長席に着き開会を宣す。

## 一、学長の交替について

会長から、前総会以後における学長の交替について、次の通り報告、紹介があつた。

(新)		(旧)	
帯広畜産大	小華和 忠士	宮脇	富
弘前大	富野 壮士路	丸井	清泰
茨城大	東 龍太郎	鈴木	京平
新潟大	伊藤 泰一	橋本	喬
静岡大	大杉 繁	井口	常雄
京都学芸大	山内 得立	横田	純太
鳥取大	下田 光造	佐々木	喬
高知大	阿部 孝	苫名	孝太郎
宮崎大	栗原 一男	杉原	清一

## 二、事業の報告

会長から次の項目について報告があつた。

### 一、前総会（第七回）における決定事項とその後の措置

#### 1、文部大臣宛要望書提出（六月十三日付）

##### 1、大学教官の待遇改善について

○役職員の職務手当、専任教官に講座俸又は研究手当を給することを制度化する

○大学教官に関する俸給（三本建）改正の方針がきまつた外に、この要望事項について忘れてゐるわけでないが、具体的には何もきまつていない

##### 2、大学財政の確立について

○大学財政に継続性と安定性を与えるよう特別な法的措置を講ぜられた

#### 3、進学適性検査について

○再検討の上速かにその調査研究の結果を出されたい

#### 4、学生の厚生補導について

(1) 健康管理の専任職員を増加

(2) 右に従事する職員の研修

(3) 身体検査の経費増額

(4) 学寮の増設整備

#### 5、中央教育審議会の委員について

ロ、人事院総裁に要望

#### 1、大学教官の待遇改善について

右要望事項に対し、稲田大学学術局長から、文部当局の取つた処置につき、次のような説明があつた。

#### 1、大学教官の待遇改善について

前回述べた通り、文部省においては、給与準則の改善案に織り込むこととして人事院に折衝中であるが、未だ成案はできていない状態である。三本建の前提措置として、大学教官に関しては今般明年一月から直近一号俸上げることとし、二千万円程度を予算に計上の処置が取られる。大学院を置く大学の教官については、右の改正と同時に進行。

以上は、前回の議院立法に基く処置であつて、文部省も人事院と諸般の問題につき研究し、教務職員の扱いに疑義があるので折衝中である。

#### 2、大学財政の確立について

このことについては、文部省も重要問題として根本的に同感である。本年度の予算にも財政調査の経費もあり、各大学事務当局へお願いしてある。明年度の予算編成については、その基礎になるほど資料はまとまつていない。その結果に基いて講座研究、学生経費、その他の基準経費の材料とした。未だ部分的又は古いもので反映できるような基本的資料はない。資料がまとまり次第、基本的調査の上、本協会とも相談したい。

#### 3、進学適性検査について



右については、教育研究所に、実績による科学的研究を依頼し、又、東京教育大学及び北海道大学においても研究しているもので、これらにより充分の資料を提出したい。教育研究所の調査の結果は、本日間に合わなかつたが、できるだけ急ぎ印刷でき次第提供する。

#### 4、学生の厚生補導について

右については、文部省においても重視し、年々予算に努力し、要望事項の線に沿つて予算を要求中であるが、その結果については未だ予見はできない。

#### 5、中央教育審議会の委員について

右委員については、九月十八日付で三名の委員を追加し、総数二十名となつた。国立大学管理法審議のため臨時的に専門委員を願つたこともある。これは国立大学協会の要望に従い、その関係で入つたものである。なお、運営上要望を反映するよう注意する。

右説明に対し次のような質疑応答があつた。

1、沢田東京外国語大学長から、大学財政確立の提案の趣旨のうちには、沿革上からも強力な財政確立の委員会を作りたいということが含まれている。例えば、中央教育審議会のようなところで取り上げられたいと考えているのであると質された。

これに対し、稲田大学学術局長から、それは予想しておつたところだが、今までは初等、中学校関係を総合的に研究しており、もう一、二回で終るので、その後においても大学関係を審議することになると思う。大学関係には種々問題があり、そのうちに大学財政確立の問題も審議されることとなるだろうと説明があつた。

#### 2、進学適性検査について

森戸広島、小池千葉、高橋東北の各大学長から、進学適性検査の高等学校学生及び職員への影響の調査並びに調査の結果を早く発表されたいこと及びその発表時期の予想につき質問あり、これに対して、稲田大学学術局長から、高等学校への影響については、組織的の調査はない。心理的、身体的の負担となつてゐることは事実である。高等学校教育及び学力試験にも影響があるので、よく意見を徴したい。調査は未だ結論に達していない。科学的、実証的結果を得

てから相談したい。最も問題となることは、良い問題を作成することと、その取扱ひのこととで、これに力を入れてゐる。これが決定には、どんな利害があるか研究を要する。これが経費については、前年よりも増加したのであるが、大蔵省により削減されたので、補正予算において多少復活してもらへる予定である。教育研究所は従来から継続研究してきてゐるが、その研究の集積は発表する。進学適性検査の実施は、未だ数年しか経過してゐない。その結果については、共に検討したい。最初から進学適性検査を止めるといふ立ち場をとり、学力試験に重きを置き、学力試験のみになつたときは、学生の負担がどうなるかといふことを考えるのではなく、学力試験と進学適性検査とを種々勘案を要するので、これが決定の時期の判断は予想できないとの説明があつた。

#### 3、教官の待遇について

会長から大学教官は一号俸上るとのことだが、要望事項中の役員及び専任教官の手当についてはどうなつてゐるかと質され、稲田大学学術局長から、給与準則の改正は全面的の改正で、要望事項中のことは、特殊勤務の手当として折衝中のところ、突然三本建の問題が起り、それに関連して、大学教官について大体の改正案はできた。役員等の待遇は三本建には該当しないが、今後も研究すると説明があつた。

#### 4、学生の厚生補導の施設について

会長から、右について予算増額及び学生の健康保険組合制度に関する委員会について質され、稲田大学学術局長から、要求総額は四億三千六百万円で、その内訳は、(一)厚生補導に従事する職員の研修費二千万円、(二)学寮、寄宿舎、保健衛生費、就職斡旋費、学生用の図書費等二億円、(三)その他施設整備費二億一千六百万円である。学生の健康保険組合制度に関しては文部省において関係者研究中で、社会保障制度審議会の答申を待つて統一的に考え、そのうちに特殊のものについて研究する。健康保険の実施については大学により種々差あり、その後多少医療施設も普及したが、更に力を入れて研究することとする。これには数億円を要するので、明後年以後

に間に合えば実施したいとの説明があつた。

## 5、中央教育審議会の委員について

会長から、要望事項中にある本会の意見が、右審議会に一層よく反映できるような具体的措置について質され、稲田大学学術局長から、全委員会には新たに三名の委員を加えた。又、大学管理法については、第一特別委員会で審議し、これには委員の一部及び専門委員で研究中で、新専門委員としては、森戸、中山、我妻、柴田の諸氏及び矢内原、天野、河原の諸氏が加わつてゐる。その他、種々の問題に触れて、他から加えることは、同審議会の方針であるとの説明があつた。

なお、会長から、委員の補充の際、大学側から加えることを考えてもらいたいと申出でておつたが、委員及び臨時委員を加追せず、問題ごとに加えることとなつた旨報告があつた。

## 二、役員会

### 九月十一日の議題

#### 1、公職選挙と学生の住所の認定変更について

会長から、右については、文部大臣と自治庁長官に要望書を提出したので追認願いたいと右要望書を朗読、承認を得た。

会長から、その後、政府はこれにつき、選挙制度調査委員会を設けて、新たに委員を任命し、私も委員の一人として審議中である。

学生の住所の問題については、法律で定めることとし、その準備中の趣である旨の説明があつた。

#### 2、入学試験科目選定希望（野口お茶の水女子大学長）

小池委員長名にて各大学に通知。

#### 3、中央教育審議会における大学管理法の取扱いについて

大学管理法案については、文部省へ何回も要望したのであるが、未だ国会へ提出されてゐない。本協会から要望の趣旨は、各大学は四年を経過し、学長の選挙、教授会の組織の関連上、速かに制定されることを要望したのであるが、未だ制定されず大学の運営上困難を来している。しかし文部省は、省令政令を定めて各大学へ通知し各大学は申合せの線に沿ひ、慣習法により政令に従ひ、大体運営は

できている。私は委員の一人として、参考のため中央教育審議会へ審議の順序として、このことを第一に取上げ、早急に案を作る必要があるかないかを役員会に諮つたところ、その結果は、それほど焦眉の急はないから、義務教育の問題と併行して審議してよいとの話合があつた旨の報告があつた。

#### 4、その他水害と罹災学生の対策

進捗廃止の件

会長から、救済対策については、授業料の免除、学徒援護会の特別貸付及び日本育英会の前貸等につき政府へ交渉したが、授業料の減免はできるだろうが、その他はあまり話は進まないとの説明があつた。

稲田大学学術局長からは、罹災学生のために育英会の奨学金四百万円の予算がとれたので、育英会内の操作によつて千四百万円を罹災学生に前貸しできたとの報告があつた。

#### 三、大学卒業予定者に対する就職希望者推薦の時期について

会長から、右については既に各大学へ通知してあるが、この協定の方針によつて協力願いたい。文部省へ希望を申出でておいたとの報告であつた。

#### 三、各常置委員会の協議状況報告

各常置委員長から、それぞれ所管事項について次の報告があつた。

##### 第一常置委員会

高橋（信州大）委員長が病氣のため欠席されたので、進藤事務局長が代つて次の報告をされた。

医学教育に関する調査を各大学へ依頼したが、その結果は次の通りである。

○医学教育に関する意見調

医学教育機関を持つ国立（十九）、公立（十四）、私立（十三）、計四十六校につき照会し、返事のあつた大学三十八校の内、

##### 1、医学教育制度

(一) 現在の制度を可とするもの

八校

改正の要ありとするもの

三十校

内

(1) 自学部に害ありとするもの

十四校

(2) 他学部被害ありとするもの

二十三校

(3) 一般教育期より予科的にする案

二十三校

(4) 自分の大学において予科より教育する案

十八校

2、インターン制については

(1) 現制度を可とするもの

三校

(2) 改善を望むもの

三十五校

制度が現在のままなれば全廃

(3) 受け入れ態勢の強化を計り実効あるものにするべきである

(4) インターン生の身分の確立

(5) 医学教育制度を六年制にして一年をこれにあてる案

(6) 最後の夏休暇をこれにあてる案

### 第二常置委員会

1、入学試験科目選定について

さきに、本委員会委員長の名で各大学に通知したのであるが、選抜学科の取捨は、各大学の自由で、何等拘束するものでなく、唯、道を開いたのみである。又、高等学校の教育方針を阻害せず、希望の学科目はなるべく少なくし、参考的補足的のものである。

2、進学適性検査について

本日午後審議する。

3、新制大学の専門教育について

各大学から集まつた資料少なく、十分の検討はできない。大きい仕事なので、文部省の大学課の協力を得て何等かの結論を得たい。

### 第三常置委員会 戸田委員長(代表して)

1、学生の厚生補導の施設については、本年度は四千万円増額された明年度予算は、四億三千六百万円とのことだが、これを貫徹された

い。学生の授業料は年額六千円に上げられたが、その一部を学生の厚生補導の施設費に充当するよう協力を願いたい。健康管理の専任職員の増加については、一段の努力を願いたい。2、大学によりては、教務、補導、厚生組織について三段のものと二段のものがあるが、その報告を願いたい。3、米国教授団のS、P、Sに関する報告書については、そのうち実施すべきことについて回答方願してあつたが、未だそのない向きが多いので更にお願ひしたい。

### 第五常置委員会 寺沢委員長

特別に報告することはない。

### 第六常置委員会 沢田委員長

1、大学財政の確立について

専門委員会において、数回集合して検討したが、予算の編成、継続性、安定性等問題の範囲広く、且つ、いずれも面倒で人手も少ないが、成果を挙げるよう努力する。

2、大学教官の待遇について

右については、本年度の予算には計上されないが、文部当局の見当によれば、人事院方面では教官待遇改善として職務俸、研究俸を別に定める見込があるとのことである。本件については、前回の要望事項を再認識し、会長において波状的に交渉を進められたい。

3、大学の施設費について

右調査については、尨大な費用を要するため、本会独自の見解で作成することはできないので、文部省の案を基礎として作成し、予算獲得に努めたい。明年度は研究所五つも増加する等のため、六十五億三千万円という巨額を要望しているので、本年度同様本協会としても大蔵省等の了解を得るよう努力したい。

なお、進学適性検査については、その制度に伴つて予算の問題があるので、第二常置委員会とともに考えたい。

特別に報告することはなし。

#### 四、大学における学問の自由について

右につき、寺沢電気通信大学長から印刷物を配付して説明あり、その結論として「大学で教授するすべての学科目の案配及び教員の選定は各大学が自主的に行うこと。」を述べられ、いずれかの常置委員会で検討し、総会に附議されたいと述べられた。

以上で、午前の日程を終り、昼食休憩、午後は各常置委員会は各別室に別れて開会、それぞれ当面の所管事項について審議検討し、終つて散会した。

#### 大学における学問の自由について

新制大学生の学力が旧制のそれと比較して劣つてゐるといふ批判は、卒業生の職場の声として聞かれます。これが事実であるかどうかは、我々大学の大きな課題として取上げねばならないことは勿論でありましょう。私は、この問題を調べてその真相を確めるに十分な具体的な資料を持つてゐるのではないが、私の乏しい経験から、その全然誤りでないことはうなづかれると思われまゝ。新旧の制度において学生の修学年数はともに十六ヶ年であるのに、卒業後に学力に大きな開きがあるといふのは、どこにその原因があるであろうか。新制の大学、殊に新設の大学では、設備の不完全、教職員の不揃い等のために、学生に十分な教育を施し得ないことは事実であります。大きな原因の一つとして制度の不適性が挙げられねばならないと私は思います。ここでは学制全体について私の意見を述べることは差控え、ただ大学の制度運営について気をつけてゐることだけを述べたい。制度といつても、学校教育法に定められてゐることは、旧制の国家主義の下に学問の内容を規制されたのに比して非常に進歩的であるので、別に意見をさしはさむ余地は認めません。けれどもその実施面においては、旧制度においてさえも行わなかつた教育の画一と統制とが強要されてゐる実情にあることは誠に不可解と

言わねばならないのであります。次にその概況を述べましょう。

第一に新制の大学には基準というものが設定されてゐます。これは大学の向上を目指して作られてゐるでしょうからその目的は決して悪いものではない筈であります。けれどもその中で取扱われてゐるものの中には教育の内容に関する事柄が、非常に強い重みを持つて定められてゐます。即ち大学では四年間の修学期間に、学生をして一般教育に関する学科三十六単位以上、体育に関する学科四単位以上、専門及び専門に関連ある学科八十四単位以上を修得させなければならぬことになつてゐます。このうちに語学が十六単位ぐらゐあるから実際専門課程には、その基準学科を含めて、六十八単位ぐらゐの学修となります。私は人文社会等の専門学部のこととは全然わかりませんが、例を工学の部門に取つて考えてみまするに、その専門コースにより又教育担当者によつて違つてありましようが、専門基礎学科として少くとも三十単位を要するでしょうから、純専門の学科はわづか四十単位をそこそことなるわけでありまゝ。これでは新制の工学士が旧制の工学士に比較して学力の低下はまぬかれないことは明らかであります。新制の工学士は諸般の融通がきくことに希望が持てるとか人間ができてゐるとかいう人もあるようでありまゝが、旧制の工学士にその美点がなかつたでありましようか。

も一つ、全くの素人でありまゝが、医学教育について申して見ます。医学教育基準なるものを見れば、その入学資格のところ、自然科学関係の科目として、物理学、化学、生物学、数学各四単位、合計十六単位但しそのうち十二単位は一般教育科目として取得した者が入学資格を有つことになつてゐます。即ち以上の学科の各一単位づつが専門の基礎学ということになりまゝ。

新制の医学士が、医学の重要な基礎学科例えは物理学を採つてみるに入学前は一一般教育として三単位、専門の基礎として僅に一単位を修得すればよいことになつてゐます。これでは、医学の大家はこれでよいとお考えになるかも知れないが、私ごとき素人は、国民の一人として、将来のお医者さんに対し不安でならないような気がいたします。

そもそも教育は、殊に大学に於ける教育は常に——恐らくは永久に——

実験の過程にあるものであつて、少数の人達によつて教育内容に関することがらを限定すべきものではありません。それは常に各大学が自主的の立場で検討して、責任を自覚しながら設定し、時勢の変遷と学問の進歩に適應して変化し得るようになければなりません。かようにしなければ、即ち現在のようであるならば、各大学は基準の規定に対してだけの責任は持てるが、教育という深遠な仕事に対しては責任を持つことができないと思われれます。のみならず、各大学が特色を以つてほころなどいうことは思いもおよばないことでありましょう。

第二に申したいことは、大学の教員に対する認可制度についてであります。この問題はさきに大学院設置の際に新聞まで賑わしたものであるから、今更事新らしく述べるのは避けたいと思ひます。しかしこの問題こそ、見方によつては、大学における学科の案配よりも重要なものとなるのであります。戦前においてさえも大学教員の人事は教授会が全責任を以つて選定していたものであります。現在は当該大学に直接の関連なき少数の人々の選考を受けなければならないという極めて退歩した方法を探られています。これは旧制の慣習に従つて実行し、当該大学に全責任を負わしむべきものであると思ひます。

以上大学行政に関する二つの事柄を述べその改善を促すものであります。要するにこれを一言を以つて尽せば、  
「大学で教授するすべての学科目の案配及び教員の選定は各大学が自主的に行うこと。」

であります。若しこれが実現されるならば、各大学は明るい気分によみがえり、發揮せんとする特色に生き、わが国の文化水準の昂揚も期してまつべきであると信じます。

昭和二十八年十一月十三日

電気通信大学長 寺沢寛一

## 第八回総會

第一日

(昭和二十八年十一月十三日午後の部)

各常置委員会の議事要項

## 第一常置委員会

(議事)

### 一、大学管理法の問題

大学管理法は現在なお中央教育審議会特別委員会で審議中であり次の通常国会に法案を提出する運びには至つて居らないが、会長の説明を諒承して、当分静観すべきか否につき協議したが、その際特に第一常置委員え会長の出席を願ひ重ねて会長の説明を開き、審議の結果国立大学協会としては法案に対する基本的態度に変更はないが当分現状に於て今後の経過を静観することになつた。

### 二、二年課程卒業生、短期大学卒業生の学部へ編入の件

標記の件に付ての取扱の実情につき報告あり、学部には欠員ある場合に試験を受けて編入することを拒否は出来ないが、此の場合、学部編入に際して要求されている単位の不足は、之を受験前に充足せしめる大学もあり、又、編入後に不足単位を充足せしめる大学もあり、取扱が区々であるから、本件については第七委員会第二委員会と合同委員会を開き或程度の基準を決めることとしたい。

### 三、文理学部殊にその教育学部との関連の問題

文理学部の在り方に就ては多くの問題があり、大蔵省からも特にその調査の予算を出して調査を行つてゐるが未だ何等纏つた結果が出ていない。特に卒業生の就職に関連して教育学部との調整が困難で、大学に依つては教育学部で文理学部学生に対する教職課程の授業を拒否せんとしている実例もある。文理学部対策を文部省はどのように考へてゐるかにつき委員会は特に文部省の稲田大学学術局長の出席を願ひその説明を求めたが、稲田局長は、文理学部は新しい企画であり未だ基本的に考へられて居らないが文理学部設置以来農学部経済学部を作つた大学では文理学部からそれを抜出して行く処もあり、文学部が充実している処では文学部理理学部として独立させようとしてゐる大学もあるが、何れも教員養成を行つてゐる大学には問題が多い。何れ中央教育審議会で審議されることと思う。との意見を述べられた。

## 第二常置委員会

### 議事要旨

小池委員長より、進学適性検査の問題について審議を願いたい旨を述べ、直ちに討議に入り、各委員より進学適性検査を継続実施する理由特に全国の国立大学で画一的に実施する理由とその功罪及び進学適性検査を廃止せんとする理由とその功罪について、学問的及び実施上の両面より活潑な質疑応答並びに論議が交され、結局存続よりも廃止を支持する説が多数であつたが、未だ学問的な裏付が出ていない現在の状態から直ちに廃止の結論を出すのに尙早であるので、慎重を期すために、文部省において大学、高等学校、学者、文部省の各側から委員を選出して改めて委員会を構成し、学問的な面や実施上の面その他あらゆる総合的な面から検討し至急何等かの結論を出すこととして閉会した。

### 第三、第四常置委員会

第四常置委員会委員長戸田学長主宰

第三常置委員会委員長の決定

鈴木前委員長の退任により、その後任者として、茨城大学長東龍太郎氏を推薦、満場一致可決当選した。

### 議事

- 1、自治庁の二回に亘る、公職者選挙と学生の住所判定に関する通達
  - 2、学生側の主張を許容しているものであるかを確かめること。
  - 3、学生の健康管理と体育施設とを改善強化すること。
  - 4、学生の健康保険組合制度を確立すること。(費用半額国庫負担)
  - 5、図書購入費と体育費を増加すること。
  - 6、育英会は、貸費生と給費生との数を増加すること。
  - 7、厚生補導部の旅費を増加すること。
  - 8、教官研究費を元の講座費の如く旅費などに流用可能とすること。
- なお、学生の政治活動は、東京から京都に移行して来たかの観があり細胞組織が不断に結集され、常に暗黙裏に活動している諸点について協議された。

### 第五常置委員会

### 一、大学の国際間の協力について

前総会からの懸案事項であつたが、森戸副会長の海外の諸事情を伺つた。その主なるものは「国際大学協会」と「国際大学教授連合」であつた。

本委員会としては、教授の交換及び留学、大学卒業生の交換の問題、学生の交換、学界との関係、更に国際事情が大学にどのように入り込まれているかの調査が関係事項としてまずとり上げらるべきではないかとの結論に到達した。よつてこの各々について審議を進めていたが、一応これらの各々の問題について、よくその事情を調べることが第一段階であるが、いずれ森戸副会長から海外出張中の諸資料があたえられる予定なので、これらを研究した上で、本委員会としての具体的な議事を進めることとした。

### 第六常置委員会

### 申入事項

一、前総会において、「大学教官の待遇改善」及び「大学財政の確立」について文部省に要望するところがあつたが、右二件とも未だ何らの解決点を見出し得ないので、本総会において右を再確認して、之が実現方を更に本省及び人事院に申入れ度い。

### 二、教官研究費等の増額

大学に於る教育、研究の遂行に當つて、現在の研究費をもつてしては、到底その成果を期することは覺つかない。故に、これが全面的増額を図るとともに、教官研究費中講師は本官でありながら研究費が計上されておらないので講師にも教授、助教授同様に研究費を計上するよう、又、実験実習等に要する光熱水料費は、その消費量も相当多い上、年々その料金が値上げになるに拘らず、これにスライドして増額されず、ために研究費に食い込む率が甚だ多いので、この点とくと考慮するよう、又特に教育、研究に欠くべからざる教官の研究旅費は、本年度は行政官庁なみに大削減を蒙り、学会出席はおろか、教育実習上にも支障を来し学生に所定の単位を与えることすら難しい事態に立至つておるので、研究旅費は是非増額するよう、且つ将来とも、こ

それが削減は絶体にせぬよう夫々本省に申し入れたい。

三、進学適性検査について  
進学の本質の問題は、別に第二常置委員会で審議してあるので、本委員会は、しばらくおくとして、その方法と運営の面において、教職員の負担過重、大学の運営の支障、就中経費の不足等のため、来年度以降はこれを継続することが不可能な実情に立至つておるところもある。故に本省としても、この間の事情をよく勘考して善処して貰い度く申し入れをすることとする。

### 第七常置委員会

一、教育委員会制度については、教員の交流は、都道府県教育委員会で一元的に適正配置が実現できるようにされた。  
二、教員の給与の三本建においては、教員適材適所に配置について再検討されたい。教員の待遇については、一層根本的に検討し、特に政党的立場で左右されないようにしたい。  
三、現在の実情からは、教員養成の大学又は学部附属学校は、その実習的役割すら果し得ない状況である。その原因は特に教員の待遇と經常的経費の不足ということが考えられるからその充実整備を必要とする。

## 第八 総 會

昭和二十八年十一月十四日(土)(第二日)。

午前九時半から開會

議事要録

### 一、各常置委員会所管事項の報告

昨日午後開かれた各常置委員会の審議事項について、各常委員長から報告あり、これを議題として議事が進められた。その結果は次の通りである。

### 第一常置委員会所管事項

(岡出三重大学長代つて報告)

#### 一、大学管理法について

大学管理法案は、既に中央教育審議会へ提出されているので、その実現方を期待している。各大学としては、当面の事項を処理するため従来通りの方法によることを再確認した。

#### 二、一般教育部(教養学部を含む)について

これが対策については、各大学の事情により現状が区々であるので更に今後の情勢をも勘案し、第二及び第七常置委員会の合同審議の上検討することとした。

なお、委員長は次回において決定したい。

### 第二常置委員会所管事項

進学適性検査の問題点は、(1)進学適性検査の学問的価値の問題、(2)学生負担の問題、(3)その実施に当つての経済的予算的問題並びにその運営の問題、(4)進学適性検査の結果が各大学において如何に活用されているかいないかの問題である。そのうち何といつても根本的問題は、進学適性検査が信頼し得るもの、価値あるものであるとの学問的証明である。だが、その最終的結論、即ち凡ての人を納得させる結果が出るのは、相当の時間を要するものと考えられる。従つて、さし迫つた当面の問題の解決には、進学適性検査に関する現在程度の不完全なデータをもつて満足しなければならぬ。しかし現在問題になつてゐる進学適性検査に関する問題は、単に進学適性検査の価値論ばかりで解決し得るものではなく、大学としてこれを実施する場合の予算問題、これに関連する運営の問題も、大学管理者としては重視しなければならぬ。これ程大きな仕事を不完全な予算で行い、県等から補助を受けるのは、極めて不健全だと声もある。一方、何といつても学生の負担過重の問題も十分に考慮しなければならぬ。更に全国的に強制的に施行される進学適性検査の結果を各大学がどう活用しているかいないか、若しこれを活用してないとするれば、進学適性検査を行う意味が大半失われる。委員会は以上の問題を各方面から討議した結果、国立大学協会が直ちに進学適性の廃止等というが如き決意はすべきでなく、与えられた現

在の条件の下において、進学適性検査をいかにするかを検討する委員会を直ちに設置することを文部省に要望することに決定した。そしてこの委員は、少くとも大学側、高等学校側、第三者及び専門学者から構成され、短期間のうちに少なくとも本年度末までに何等かの結論を出すことを設置の条件となすべきであるとの意見である。そして委員会の結論は少なくとも以上の諸問題を総合的に検討して打ち出されるものであることが必要であるとの意見である。なお、稲田大学学術局長から、進学適性検査は、入学試験の一環として大学で行うものであるが、その実施は本質的には各大学の自由である。又、経費についても、明年度は今年度当初程度の予算である。予算計上後でも、その必要がなくなれば、これを止めることもできるとの説明があつた。

右委員長報告に対し、各観点から種々討議の結果、本協会としても締めくくりを要する時期にもなつていたので、この際、本協会の意見を具し、本年度内に結論を得るよう委員会を設けることを要望することとし、その文案は、会長と第二常置委員会委員長に一任することとした。

### 第三常置委員会の所管事項

第三常置委員会委員長鈴木京平氏辞任につき、東龍太郎氏が互選された。

左の事項を決議として文部省に要望することとなつた。

一、学生の健康管理は、現在甚だ不行届なので、至急これが充実に必要な経費を捻出できるよう努力されたい。

なお、学生の健康保険の実現に努め、少くとも国庫でその費用の半額を負担されたい。

二、学生寮の増設整備を急がれたい。

三、体育施設の整備拡充を図られたい。

### 第五常置委員会所管事項

一、大学の国際間の協力について

前総会からの懸案事項であつたが、森戸副会長から海外諸事情を伺

つた。その主なものは、「国際大学協会」と「国際大学教授連合」のことであつた。本委員会としては、教授の交換及び留学、大学卒業者の交換の問題、学生の交換、学界との関係、更に国際事情が大学にどのようなとり入れられているか等の調査が関係事項として先ずとり上げらるべきではないかとの結論に到達した。よつてこの各々について審議を進めていたが、一応これらの各々の問題について、よくその事情を調べることが第一段階であるが、いずれ森戸副会長から海外出張中の資料が与えられる予定なので、これらを研究した上で、本委員会としての具体的な議事を進めることとした。

### 第六常置委員会所管事項

一、前総会において、「大学教官の待遇改善」及び「大学財政の確立」について文部省に要望するところがあつたが、右二件とも未だ何等の解決点を見出し得ないので、本総会において右を再確認して、これが実現方を更に文部省及び人事院に申入れたい。

### 二、教官研究費等の増額

大学における教育研究の遂行に當つて、現在の研究費をもつてしては、到底その成果を期することは覺つかない。よつてこれが全面的増額を図るとともに、教官研究費中、講師は本官でありながら研究費が計上されておらないので、講師にも教授、助教授同様に研究費を計上するよう、又、実験実習等に要する光熱水料は、その消費量も相当多い上、年々その料金が値上げになるにかかわらず、これにスライドして増額されず、ために研究費に食い込む率が甚だ多いので、この点篤と考慮するよう、又、特に教育、研究に欠くべからざる教官の研究旅費は、本年度は行政官庁なみに大削減を蒙むり、学会出席はおろか、教育実習上にも支障をきたし、学生に所定の単位を与えることすら難かしい事態に立至つているので、研究旅費は是非とも増額するよう、且つ、将来ともこれが削減は絶対にはせぬようそれぞれ文部省に申し入れた。

### 三、進学適性検査について

進学適性検査の本質の問題は、別に第二常置委員会で審議している



ので、本委員会は、しばらくおくとして、その方法と運営の面において、教職員の負担過重、大学の運営妨害、就中、経費の不足等のため来年度以降は、これを継続することが不可能な事情に立至つてゐるところもあるので、文部省としてもこの間の事情をよく勘考して善処してもらいたく、申し入れをすることとする。

本委員会は要望書を提出することなく、専ら会長から文部省並びに大蔵省と懇談的交渉をすることになつた。

### 第七常置委員会所管事項

- 一、育教委制度については、教員の交流は、都道府県教育委員会で一元的に適正配置が実現できるようにされた。
- 二、教員の給与の三本建においては、教員の適材適所について再検討されたい。教員の待遇については一層根本的に検討し、特に党派の立ち場で左右されないようにしたい。
- 三、現在の実情からは、教員養成の大学又は学部の附属学校は、その実習的役割すら果し得ない状況である。その原因は特に教員の待遇と経常的経費の不足ということが考えられるから、その実現整備を必要とする。

### 二、大学における学問の自由について

寺沢電気通信、田中東京農工両大学長から提案のことについては、次の通り決定した。

#### 一、大学の教員資格審査について

右につき、稲田大学学術局長から、大学院をおく大学においては、原則として教員の申請をしないことになつてゐる。それ以外の大学の学部の教員については、大学設置審議会において目下調査中だが、条件充足度の強いものから解除することになるだろうとの説明があり、これにより各大学の内容の充実を勘案して審査するものと了解された。

#### 二、大学における教育課程において

新制大学における一般教育課程と専門教育課程との案配を各大学の

自由裁量に任せてはどうかとの問題は、重大な問題であり、且つ、実質的内容の研究を要し、今直ちに結論を得ることはできないので、第二常置委員会に委託し、次回の総会に報告を求めるとした。

### 三、評議会及び学長選挙等について

一、森戸副会長から、評議会のことについては、さきに省令で定めてあるが、これは暫定的なものなので、早く決定されることが望ましい。私どもの基本的な立ち場としては、大学の自治と学問の自由を強く心から望んでゐる。大学自治の問題の一つとしては、学長選挙の問題があり、このことは本協会で打合せた線で行われてゐると思う。しかしその実際の実施の面では、多少種々の支障があり、円滑に運営できない面もあるやに承つてゐる。学長選挙ということは、大学自治の重要な問題で、特に学長官選説も一部にあるので、大学運営に差支なくないことを、大学を預かる私どもとしては、心から期待してゐるものである。大学の自治特に学長選挙等の問題は、実際の運営の上にも充分に行われ、真に自治が完成して権威のあるものになりたい。このことは唯、学長だけの考えだけで決められるものではなく、是非大学の自治というものを真に考えて反省し、又、努力してゆく必要がある。最近二、三の事態が私自身心配な点もあるので、一言感想を述べたのであると述べられた。

二、菊池九州大学長から、先般の日本学術会議総会において、評議会及び学長選挙のことで意見を述べておいた。評議会のことは、省令で定められたが、大学の自治の根本は、学部の自治にあり、その学部の教授会のことは定めたものがないのは、大学の自治に悪い影響がある。

古い旧制大学のように、教授会の確定してゐるところはいいが、新制大学のように組織が定つていないところでは、評議会に支配される状態なので、議場の空気を会長から文部省に了解してもらふこととした。又、学長選挙については、旧制大学においては殆ど問題はないがその運営は余程慎重にしなければならぬ。九州大学においては、候補者の予選の場合には、全員連記とせず、小数の人でも出られるようにしてあると述べられた。

右に對し、稻田大学学術局長から、評議會に關する省令は暫定的のものであり、教授会については法の根拠あり、学長の選挙についてはもとよりどこまでも大学の自治を尊重するものであると述べられた。

又、会長から、森戸副会長及び菊池九大学長の発言については、本協会としても反省すべき重要な示唆が含まれているものと思う。多年国立大学が、充分の物的、人的の施設がなかりして設立されたことは、今から考えれば遺憾の点がなくもないが、漸次内容を充実してゆく必要がある。今、完成年度も過ぎ、次第に軌道にのつてきたが、種々外部の批判がある。これは一方では政府の責任であり、他方では大学自身の責任でもある。大学のあり方、或は大学の精神については、われわれとしても充分注意し努力し、研究し、内容を充実してゆく必要があると思う。又、九州大学のように、学長候補者の予選の場合における連記の方法については、些細のこのようであるが、やはり或る程度の良い結果を出すためには、技術的のことも考える必要がある。折角本協会もあることだから、お互に助け合い、各大学独自のやり方をする必要はある。一面、特殊なことをして悪い結果を招くことのないよう、よく事情を考えて、立派に運営する必要がある。大学管理法案に關連して特例法の改正が伴うならば、それで学長とか、そのほかの人事的運用について、とかくの言をなすものがある。大学自治の点についても外部の批評をしりぞけ、大学自身でしつかり行い、学長の選挙についても、又、教官の任免についても、大学自身で慎重を期してやつてゆきたいと述べられた。

以上をもつて正午閉会、第八回総会を終了した。

## 6、要望書の提出

第八回総会（昭和二十八年十一月十三、十四日開催）の議に基づき、左記（全文）写の通り、文部大臣宛て要望書を提出した。

備考（この事については、国大協庶第一八〇号昭和二十八年十二月二日附をもつて、各国立大学長宛に本協会事務局から通知済である。）

国大協庶第一七九号  
昭和二十八年十一月三十日

国立大学協会

会長 矢内原忠雄

文部大臣 大達茂雄 殿

要 望 書

この度国立大学協会は第八回の総会を開き、前総会までにおいて審議し、当局に對し熱心に要望して已まなかつたところの、大学教官待遇の改善、大学財政の確立、及び学生の厚生補導の強化等については、その後益々その必要を加えつつあるに拘わらず、今日まで何等見るべき実績が示されていないのは、甚だ遺憾に堪えない。占領下を脱し、独立して以来、数年を経るにも拘わらず、文化及び科学技術の復興未だ遠き現状において、実際に大学における研究と教育の衝に当る者として、これ等諸事項の達成こそ緊急と思われるので、これまで要望して来た事項の急速な実現方を重ねて要望してやまない。今回の総会に当り、教官研究費、学生経費、旅費並に超過勤務手当等の増額の必要が強く要望されたが、これらに併せて左の事項について至急善処せられたく、ここに要請いたします。

記

一、進学適性検査について。

前回の総会において、進学適性検査について速かにその調査研究の結果を出されるよう要望したに拘わらず、いまだにその提出を見ないがその中間報告によつて判断しても、また昭和二十二年以来の実施において、全国三十五万余に及ぶ高等学校生徒の大学進学における二重の負担の重きこと、また実施の面において、精神的にも、物質的にも異常の無理があることを考えても、この上このまま全面的に強制実施の継続には、十分に疑うべき節がある。

依つてこの際各方面を網羅する適正なる委員構成をもつて特別委員会を設け、来年三月までに慎重に審議し、その結論を得て至急に措置せ

られた。

## 二、学生の厚生補導の強化。

このことについての重要性は前回総会の要望書によつて明らかであるから改めて説明を加えないが、特に次の三点について、改めてここに強く要望し、早急に実現するよう願う。

### (1) 学生の健康管理の強化。

イ、これに専心従事すべき専任職員を設置すること  
ロ、現在このことに従事する職員の研修を行うこと

### (2) 学生の健康保険組合制度の実現。

学生の健康保険組合に関する諸調査と計画は、昭和二十六年十一月文部大臣宛詳細建議したところであるが、未だに実施の運びに至らないのは遺憾につき、この際半額国庫負担、全額治療費支弁の方針にて速かに制度化されたい。

### (3) 学寮の整備。

現在大学における寮は、その施設甚だ不完全にして、清潔でなく教育の場として甚だ不適當である。学生の住居の環境をよくすることは学生の思想の健全な発達上いぢるしい効果あることを思えば学寮施設の整理改善は学生補導上緊急の問題といたへく政府はこのための経費支出をおしむべきでないと思ふ。

## 7、役員会

日時 昭和二十八年十二月二十三日（水）午前十時

場所 東京大学大講堂南側会議室

議題 行政整理について

出席者 本文末尾に掲載

### 議事要録

（左記は昭和二十九年一月七日附国大協席第一八四号を以つて各国立大学長宛通知済のものである。）

記

今回の行政整理に關し、文部省としては、今日（十二月二十三日）のところ、正式に公文書を出て整理対象としての職種や人員数の明示を受けていない。今月中には行政管理庁から明示されるものと思はれるので、推察の程度であるが、伝えられるところによれば、

### (1) 国立学校関係全体として、教官、教務職員、一般事務職員総計五六九二人を整理するという案で

### (2) 教官の総数は現在三七、四三一人となつている。

その中教官の欠員数は現在一、九〇九人であつて、この欠員数から教官総数の約一％を差引いた一、五四三人が整理対象となつてい

る。然し、教官の整理は特に慎重を要するので、極力これを除外する方針を進みたい。

### (3) 教務職員数五、〇三六人の六％三〇二人を整理するという。

### (4) 一般事務技術及び看護婦職員数一九、二三六人の二〇％三、八四七人を整理するという。

以上の如く、第二項一、五四三人と、第三項三〇二人と、第四項三八四七人の合計五、六九二人を整理するという一つの案が現はれてい

る。勿論以上の数字は決定案ではなく謂はば第一次案であるので、相当に疑問もあり修正を必要とすることであろう。文部省は、教官整理の点に就いては、出来るだけ除外するように主張する。問題は教員の欠員であり、たとえその理由が色々あるにしてもこれが適用除外は困難と考える。欠員教官は、大学院を有する旧制帝大が主となつている。

待命制度は、結局定員を落すことになつて賛成出来ない。以上はその大要であるがこれに對し、

(1) 教官の整理は影響が大きいので犠牲を最少限にするためには教授、助教授、講師、助手など教官のプール制が一面必要であるが運用上に難点があり、にわかに賛成出来ない。結局前回と同様個別的に職種職場における特殊事情を理由として、適用除外を多く作るのが得策である。

(2) 大学の事務は文部省などとは違い特殊な現業事務であり、本省と一律的整理は浅慮と謂はざるを得ない。又事務機構を改革して事務の簡素化を先づ実施しての上ならばともかく、ただ人員の整理はこれ以上応じられない。

(3) 大学の特殊事情を説明して、整理を最低限度に止めるよう、要請することが得策である。

#### 以上要旨協議の結果

矢内原会長及び森戸副会長が国立大学協会の名において十二月二十三日、二十四日、二十五日中に、

文部大臣、塚田行政管理庁長官、大野木同庁次長、増田、迫水、那の關係諸氏を歴訪の上、それぞれ懇談陳情することに決定

十二時三十分 散会

以上

なお、この役員会は年末多忙の折柄でありましたので、東京近く在住の役員に出席をお願いした次第で、当日の出席者は次の通りでありました。

矢内原会長、森戸副会長、高橋、小池、内田、江国各理事。

古林監事（新任）、沢田第六常置委員会委員長。

文部省、稲田局長、春山課長。

## 8、第三、第四常置委員会専門委員会

日時 昭和二十九年二月二十二日（月）九時半

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 第三常置委員会委員長、各専門委員（東北大学代

理出席）十二名

（欠席、第四常置委員会戸田委員長、一橋、山梨、

東京学芸大学の各専門委員）

### 議事要録

東委員長主宰の下に開会

各専門委員の自己紹介あり、専門委員の中、東北大学は末永茂喜氏、金

沢大学は窪田敏夫氏、京都大学は田中周友氏、九州大学は瀬尾愛三郎氏が新任された。

本日の議題は、厚生補導に関する当面の諸問題であつたが、主として厚生補導部、学生部の機構、任務、連絡のこと、学生の健康管理（保険）学生寮、寄宿舎などについて協議した。

各委員の意見の主なるものとしては、

一、SPSの権限、機能を強化すること。教官もSPSに従事すること

事務局長と並んでSPSの長は学長の補佐機関と解せられること。

二、事務局長との関係や、予算関係が問題点であるから、なお研究の必要があること。

三、事務局に從属するのではなく、SPS (Student Personnel Services)

（助育、厚生補導教育）はフアンクションから見て独立的責任があり、

評議会、教授会にも常に連絡することが大切であること。

四、各大学により、それぞれ特色を持つてるので画一的な施策ではない

けなものであるが、根本方針は同じである。

五、大学は、評議会が第一線的な機能を有しているものであるから、SP

Sは、これと一体となつて運営することが必要である。

六、学生の健康向上のためには、合法的施設が必要で、健康保険制度の

立法化を急ぐべきである。医学部や、附属病院の有無によつて医療施

設の難易問題がある。健康保険制度化については、文部省、厚生省、

大蔵省の三者に協議する必要があるが、特別立法とし、学校単位とし

たらよいのではないか。本協会としては、昭和二十六年十一月二十三

日附で会長から文部大臣に対して、「学生健康保険組合の設立に関す

る建議」を行つた。

七、寮、寄宿舎の増設及び改善が強く要求されている等。

参考資料

茨城大学において「SPSに関する米人教授団の勧告」について各大

学の意見を取りまとめたものを次に掲載する。（左記写）

「SPSに関する米人教授団の勧告」についての各大学の意見のまと

め

回答校（順序不同） 茨城大学

商船大学、宇都宮大学、宮崎大学、弘前大学、北海道大学、東京農工  
大学、東京水産大学、東都学芸大学、九州大学、取島大学、東京医科  
歯科大学、山梨大学、山形大学、京都学芸大学、神戸大学

以上一五校

項目別意見（ ）内は勧告書の大意 ○印意見

# I 高等教育部門の国家的機関に関する諸勧告

## A 文部省

### 1、(再検討を要する法律的措施)

○法的根拠を確立すること (弘前、鳥取)

学校教育法第五十八条について

○教授することと広義に解釈すれば、第五十二条で大学の  
目的が明示されているので強いて法律改正の必要なし(商  
船)

○表現よりも全教官が学生の補導に関心をもつことが肝要(商  
船、神戸)

○大学教授の職責を補導厚生に関する面も含めて法文に明記す  
ることは困難(神戸)

○教授にもS.P.S.に関する責任をもたせるため明確に法規的  
措置を講ずること(北海道、九州、宮崎)

国立学校設置法施行規則第五条について

○示唆のとおり改正することが妥当、補導部が事務局の下部機  
構であるとみられる表現は望ましくない(商船)

大学基準第二章、第十部

○学生の課外活動に必要な施設を追加すること(商船、宮崎)

2、(文部省は各大学等に対しS.P.S.の発達に必要な具体的処置  
につき示唆すること)

○大学にS.P.S.に関する学科を設置すること、S.P.S.専門  
職の待遇を教授と同等にすること(九州)

○代表的の大学に補導専門職員養成のコースを設けること(商  
船)

○補導職員と教授、助教授間に人事の交流を行うこと(商船)

3、(文部省の学生課を強化充実すること)

○学生課を部局まで昇格させること(商船、宮崎、九州、神戸  
鳥取、弘前) ○情報の交換を行うこと(商船)

○本省と大学との補導厚生取扱者の人的交流を図ること(神戸)

4、(文部省はS.P.S.に関する協会等の助成について各大学に示  
唆を与えること)

○同感、協会は単なる研究者の学会でなく、大学の機関加入に  
よる賛助が必要(九州)

5、(文部省の主要職員がS.P.S.の重要性に関し、深い理解をも  
つこと) ○同感(九州、宮崎)

○第一手段として、地方大学の実情を把握すべきである(宮崎)

国立大学協会と公私立大学協会  
(協会の使命と活動について) ○同感(九州)

○大学協会の委員会に厚生補導担当の部、課長を加えた方がよ  
り効果的であろう(京都学芸) (註。一五名の専門委員参加  
あり)

○協会等の意見、決議が大学内に浸透する方法を改善すること  
(神戸)

C 大学基準協会と大学設置審議会  
(S.P.S.の効果的運営が大学の設置及び認定上重要な要素となる  
ことを改めて強調すること)

○大学の活動の評価は表面上の施設や団体活動だけでなく、全  
教職員のS.P.S.に対する関心の程度等も考慮した評価方法  
を工夫すべきである(九州)

D 全国S.P.S.研究連絡会  
(連絡会の活動分野)

○同感、S.P.S.研究を文部省の科学研究助成金交付の課題に  
認めること(九州)

○S.P.S.の専門協会は研究的部面のみでなく大学間の情報の  
交換、対策の協議も行うべきである(学生)の政治活動、全国  
的連けいをもつ学生運動等に対処するため(神戸)

### E 中央教育審議会

(大学の指導理念及び管理組織の中で S・P・S の占める地位につき研究すること)

○審議会に S・P・S に関する部門を設けて強力な活動を行うこと (宮崎)

### II 専門的訓練の機会を確保すること

#### A 正規の学科課程

1、(代表的な大学に S・P・S に関する学科課程を設置すること)

○代表的な教員養成学部で S・P・S に関する講座があつてもよい (神戸)

○講座の必要性を認める (宮崎、九州)

○専門教育の養成に努めること (九州)

2、(S・P・S 担当職員 (大学、文部省) の米国留学)

○同感 (九州)

#### B 特別な実施計画

1、(研究集会の内容、方法の改善)

2、(現職教育計画の制度化) ○特に必要 (弘前)

3、外国専門家の招へし

○外人講師の招へしよりも参考書類の翻訳を各大学に配布すれば十分 (京都学芸)

### III 各学園の組織

#### A 教授会

○S・P・S に対する理解がこれにより達成される (宮崎、九州)

B 学生の欲求に関する研究

○各大学の実情に即して工夫すること (九州)

C 諮問委員会 ○同感 (九州)

D 職務の分析

○同感、これにより定員の確保が必要 (九州、商船)

E S・P・S の管理部門

○補導職に特別手当を考慮すること (商船、北海道)

○主任管理者は学部長と同等の給与と身分を与えるべきなり

### (弘前)

○厚生補導主管者が廻り持ちの現状では効果があがらない (神戸、北海道)

○管理部門の中央依存の弊に注意し、各学部、分校の協力組織を考究する (九州)

○学生部長は教室内及び教室外活動の関係を密にするため教授兼務がよい (宮崎)

○適切な人材の確保が先決問題、担当者に特別の教育研修が必要 (北海道)

#### F 職務の分類

#### G 予算

○予算的措置の重要性から大蔵省当局に S・P・S 活動の重要性を理解してもらおう (宮崎)

○最少限大学運営予算の七一〇%が必要 (北海道、宇都宮)

○補導経費の増額と同時に或る程度の補導部における使途の自由裁量 (商船)

○学生部の予算の独立と増額 (神戸、弘前)

#### H 教授の責任

○教授の責任は余り多く期待できない、この業務に選ばれた教官には義務づける方法を考えるべきである (神戸)

### IV 学生に対する経済的援助

#### A 学生の雇用

○学内の仕事となれば授業時間制に配慮すること (九州)

○学内の仕事の場合、会計法規上の一部改変も必要となろう (宮崎、宇都宮)

○好ましくないアルバイトに流れるのを防ぐことになる (宮崎)

#### B 奨学金

○日本育英会のみでは不足、県内有力者に働きかけることもできよう (宇都宮)

○日本育英会奨学生数の増加を要す (商船)

### V 学生活動

○豊富な経験と知識をもつ専門職員の助言指導が第一に必要な  
(弘前)

A 物的施設  
B 政治活動

○大学に関する法制の整備が必要。学生は法制上の不備欠かん  
をつくから大学相互間の連絡が必要(神戸)

○一般教育課程の学生とくに新入生について考慮すべきである  
(九州)

○政治活動に対する大学の指導性を確立するためその指導者養  
成にあらゆる協力をなすこと(鳥取)

VI 心理学の分野からの貢献  
VII 学生の転部

○この理想の実現のためには少くとも現在の国立大学制度に根  
本的再検討を必要とする(九州)

○勧告通り実行中、判定方法は学業成績を資料とし、適性の判  
定に関する科学的方法はとらない

○転部、転科を大中にみとめ、大学間のこともある程度みとめ  
てはどうか(神戸)

VIII 高等学校と大学の協力

○入学試験前の各高校との懇談会の開催、高校長会議に主管部  
長の出席、大学の現況、高校への要希を伝達(宇都宮)

IX 卒業生の就職

○就職斡旋とカウンセリングとの関連を考慮する(九州)

○一元的なS・P・Sの機構で行うことは理想的だが、現組織下  
では不可能、強行はかえつて逆効果をきたす(宇都宮)

X 男女共学におけるS・P・Sの仕事

○専門的な技術を身につけた女子に担当させたが、全学の認識  
の程度から期待するほどの効果はあがらない(宇都宮)

○女子学生のための施設と共にS・P・S女子職員の必要性あり  
(九州)

XI 大学長会議

○S・P・Sのための大学長会議は年行事として広地域に亘り  
開催することは困難のため、ブロック別の機会をつくりたい  
(九州)

XII 日米両国間の協同努力 ○有意義な計画と思う(九州)

9、役員会

日時 昭和二十九年三月十二日(金) 十時

場所 東京大学大講堂南側会議室

議題 一、国立大学定員法改正について  
一、いわゆる教育二法案について

出席者 会長、副会長、各理事(今村理事及び小華和理事は  
代理)各監事(中山監事欠席)

文部省 稲田局長及び春山課長  
立大学長宛に通知済であります)

議事要録  
矢内原会長主宰の下に開会  
先ず、本日の議題である「国立学校設置法の一部を改正する法律」に  
ついて、文部省側の説明を聴取の上、意見を交換することとなり、  
稲田局長から

今回「国立学校設置法の一部を改正する法律」を国会に提出したのは  
国立大学の学部及び国立短期大学の新設並びに国立大学に包括された従  
前の規定による学校の廃止等について規定するとともに、各国立学校の  
職員の定員は、政令で定めることとすること及び学部附属の教育研究諸  
施設に関することは、省令で定めることとする等の必要があると認めた  
のが、その理由であるとの説明があり、  
これに対し役員側から

1、この改正法律は、文部省側の中央集権化を謀るものであると見ら

れること。

2、文部省側の独断的なやり方で、法案を作成、提出し、予め、国立大学協会側に何の相談もなく、我々は発表によつて初めて知つたようになつたことは、遺憾至極である。

3、政令で定員を改正するというが、文部省は、如何なる段階を採用するのか。

4、法律によるのと、法令によるのでは、取扱の軽重の度が余りにも違う。

等の意見が述べられ、これに対し稲田局長から

実際問題としては、これを国会に提出するのを非常に急いので、大学側と下打合せをする暇がなかつた次第で、自分としては遺憾に思つてゐる。占領当時、こまかいことまでCIE関係により法律にせざるを得なかつた事情もあり、この際、諸法令の整備簡素化と、煩わしかつた行政事務を整理統一したい政府の方針もあり、今一つ技術的に行きづまつた問題は今回の行政整理（三年間）を見通して、三年間の定員を現行法で書きあらわすことは、事務的に困難があることである。文部省以外の各省主管諸官庁の定員決定などは、それぞれ省令をもつて実施している現状も考慮し、国立学校に関しては、特に政令によるものとして、この法律の国会提出となつた次第である。

各大学の定員は予算できまり、それを引きうつしにした定員の政令案を文部省が立案し、各大学事務局長会議などで協議し、決まつた後に閣議にかけるという段階を採る。而して各大学の予算は資料として、こまかいものが出され、文部省と協議した上でできるものであるから、この度の改正案によつても、各大学の基準予算がある以上、文部省が勝手に各大学の定員を融通することは出来ず、また大学の知らぬ中に定員が変更されることもあり得ない。附属病院、演習林その他学部附属研究施設の設置もしくは改廃を省令できめることについても、同じく予算できまつてくることであるから、文部省の専断で事をきめることは出来ない。

これに対し、会長から

国立大学は、皆それぞれ特殊事情を有する独立官庁と考えらるべきである。それであればこそ従来各大学別々の定員が法律によつて定められ

ていたのである。従つて、今後も各大学の定員改正の場合には必ず大学例に対して予告し協議されたい。附属研究施設についても同様である、と警告された。

次に、いわゆる教育二法案について

「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案」の中、第三条に大学教授を含み、第五条には、大学の学長が関係してゐるのは勿論であるが、大学教授の学問研究発表も、余計な心配を伴うという零屈気がある。教育基本法第八条で充分であるのに、この立法によつて、学問の自由は更に一段と規制される結果となるのである。又、第五条「……左の各号に掲げるものの請求を待つて論ずる」とあるのは、所謂「親告罪」であるが、事がおきて、学長が請求しなかつた場合に、請求を余儀なくされるといふ政治的圧迫を蒙る恐れがあると考えられるが、本協会としては、教育二法案に関しては今のところ、話合の程度にとどめ、別に意見を表明しないことにした。

懸案となつてゐる大学管理法案は、文部省の中央教育審議会の第一特別委員会で審議中であるが、なお未だ結論に達しない。

次に本協会第九回総会開催期日を諮つた結果、来る六月十日（木）、十一日（金）の両日、日本学術会議講堂において開催することとなつた。

（この総会開催に関する案内状は更めて発送する）

次に、本協会第一常置委員会委員長高橋純一殿には昨年十一月の第八回総会当時から、健康上の御都合により委員長辞任を申出られ、考慮中であつたが、止むを得ざるものと認め、近く書面により各委員による互選の上、会長親ら開票して委員長を決定することとなつた。

午後一時散会

以上

追つて、

一、「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案」

二、「教育公務員特例法の一部を改正する法律案」

三、「国立学校設置法の一部を改正する法律」

以上三つの印刷物を参考資料として同封送付することとした。

附記 彙報の部参照（三一—三四頁）



二、

会計報告

昭和 28 年度 (自 昭和 28 年 4 月 1 日 至 昭和 29 年 3 月 31 日) 決 算 及 び

昭和 29 年度 (自 昭和 29 年 4 月 1 日 至 昭和 30 年 3 月 31 日) 予算案 は次の通りであります。

昭和28年度(自昭和28年4月1日 至昭和29年3月31日)決算

国立大学協会

科 目	予 算 額	決 算 額	予算額と決算額との比較	備 考
歳 入 の 部	2,220,000 <sup>円</sup>	2,191,307 <sup>円</sup>	△ 28,693 <sup>円</sup>	
1. 会 費	1,165,000	1,145,000	△ 20,000	内 1 万円 27 年度会費 28 年度会費未収額 2 万円
2. 預 金 利 子	35,000	25,381	△ 9,619	
3. 前年度繰越額	1,020,000	1,020,926	926	
歳 出 の 部	2,220,000	1,244,747	975,253	
A 事 業 費	950,000	551,440	398,560	
1. 総 会 費	270,000	251,355	18,645	
2. 役 員 会 費	90,000	29,575	60,425	
3. 委 員 会 費	90,000	23,370	66,630	
4. 会 報 発 行 費	100,000	54,500	45,500	
5. 調 査 研 究 費	400,000	192,640	207,360	
B 事 務 費	970,000	693,307	276,693	
1. 人 件 費	600,000	564,301	35,699	
2. 備 用 品 費	50,000	5,550	44,450	
3. 借 用 費	50,000	7,800	42,200	
4. 消 耗 品 費	50,000	12,689	37,311	
5. 印 刷 費	50,000	33,000	17,000	
6. 通 信 費	50,000	30,140	19,860	
7. 旅 費	50,000	3,195	46,805	
8. 雑 費	70,000	36,632	33,368	
C 予 備 費	300,000	0	300,000	
翌 年 度 繰 越 額	0	946,560	946,560	

昭和29年度(自昭和29年4月1日)予算案  
至昭和30年3月31日

国立大学協会

科 目	金 額	摘 要
歳 入 の 部	2,180,000 <sup>円</sup>	
1. 会 費	1,210,000	1学部当り 5,000円 238学部 計 1,190,000円前年度未収会費 20,000円
2. 預 金 利 子	30,000	
3. 前年度繰越額	940,000	
歳 出 の 部	2,180,000	
A 事 業 費	930,000	
1. 総 会 費	270,000	72大学(約 150人) 1人 600円(茶菓弁当その他)計 90,000円 年3回分 役員等 20人 1人 300円(茶菓弁当その他)計 6,000円 年15回分 委員等 15人 1人 300円(茶菓弁当その他)計 4,500円 年20回分 年2回発行 1回 40,000円 調査会及び研究会費(手当、車代、茶菓、その他)
2. 役 員 会 費	90,000	
3. 委 員 会 費	90,000	
4. 会 報 発 行 費	80,000	
5. 調 査 研 究 費	400,000	
B 事 務 費	950,000	
1. 人 件 費	660,000	職員 3人 1人年額平均 220,000円 机、椅子等購入(現在東大から借用中) 事務所賃借料(ガス、電気、電話、水道料などを含む)  72大学1回平均 1,000円 年50回(電報、書留、速達などを含む)
2. 備 品 費	30,000	
3. 借 用 料	20,000	
4. 消 耗 品 費	40,000	
5. 印 刷 費	40,000	
6. 通 信 費	50,000	
7. 旅 行 費	50,000	
8. 雑 費	60,000	
C 予 備 費	300,000	

# 1、国立大学協會會則

## 第一章 総則

第一条 本会は、国立大学協会と称する。

第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 国立大学の振興につき必要な調査研究

二 教授及び研究上における大学相互の協力援助に関する事項

三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

## 第二章 会員

第五条 本会は、国立大学を会員として組織する。

## 第三章 役員

第六条 本会に次の役員を置く。

一 会長 一人

二 副会長 一人

三 理事 十四人（会長、副会長を含む）

四 監事 二人

第七条 理事及び監事は、総会で会員の互選により定める。

2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

第八条 役員の仕事は、次のように定める。

一 会長は、会議を総理し、本会を代表する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

三 理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。

四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員の仕事は、二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

## 第四章 会議

第十条 本会の会議は、総会および理事会とする。

2 総会および理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、すべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。但し、会長が必要と認めるとき又は会員拾名以上から要求があつたときは、会長は、臨時に総会を招集することができる。

2 会長は、総会の議長となる。

第十二条 理事会は、毎年三回以上会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

## 第五章 会計

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日

で終る。

## 第六章 雑則

第十六条 この会則の改正は、総会の議を経なければならない。

第十七条 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を置くことができる。

## 附則

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

2、国立大学協會役員一覽表 (昭和二十九年五月)

會長(理事) 矢内原忠雄(東京大)  
 副會長(〃) 森戸辰男(広島大)  
 理事 小華和忠士(帯広畜産大)  
 高橋里美(東北大)  
 小池敬事(千葉大)  
 内田俊一(東工大)  
 江田正義(横浜国立大)  
 戸田正三(金沢大)  
 勝沼精藏(名古屋大)  
 滝川幸辰(京都大)  
 今村荒男(大阪大)  
 阿部孝(高知大)  
 山田穰(九州大)  
 鰐淵健之(熊本大)  
 中山伊知郎(一橋大)  
 古林喜楽(神戸大)

監事 古林喜楽(神戸大)  
 中山伊知郎(一橋大)  
 鰐淵健之(熊本大)  
 山田穰(九州大)  
 阿部孝(高知大)  
 今村荒男(大阪大)  
 滝川幸辰(京都大)  
 勝沼精藏(名古屋大)  
 戸田正三(金沢大)  
 江田正義(横浜国立大)  
 内田俊一(東工大)  
 小池敬事(千葉大)  
 小華和忠士(帯広畜産大)  
 高橋里美(東北大)  
 小池敬事(千葉大)  
 内田俊一(東工大)  
 江田正義(横浜国立大)  
 戸田正三(金沢大)  
 勝沼精藏(名古屋大)  
 滝川幸辰(京都大)  
 今村荒男(大阪大)  
 阿部孝(高知大)  
 山田穰(九州大)  
 鰐淵健之(熊本大)  
 中山伊知郎(一橋大)  
 古林喜楽(神戸大)

各常置委員一覽表 (昭和二十九年五月)  
 第一常置委員会(大学の組織、制度に関する問題)  
 委員長 滝川幸辰(京都大)  
 委員 高橋純一(信州大)  
 大野純一(小樽商科大)  
 阿部久次(福島大)  
 嘉村平八(九州工業大)  
 江田正平(横浜国立大)  
 岡出幸生(三重大)  
 辻田力(愛媛大)  
 鰐淵健之(熊本大)  
 緒方健三郎(鹿児島大)

委員長 滝川幸辰(京都大)  
 委員 高橋純一(信州大)  
 大野純一(小樽商科大)  
 阿部久次(福島大)  
 嘉村平八(九州工業大)  
 江田正平(横浜国立大)  
 岡出幸生(三重大)  
 辻田力(愛媛大)  
 鰐淵健之(熊本大)  
 緒方健三郎(鹿児島大)

第二常置委員会(学科課程、入学試験に関する問題)

委員長 小池敬事(千葉大)  
 委員 井口鹿象(室蘭工業大)  
 佐野秀之助(秋田大)  
 西野成甫(群馬大)  
 大杉繁(静岡大)  
 大畑文七(滋賀大)  
 阿部孝(高知大)  
 蠟山政道(お茶の水大)  
 花田大五郎(大分大)  
 中沢良夫(京都工芸織大)

第三常置委員会(学生の補導に関する問題)

委員長 東龍太郎(茨城大)  
 委員 島善鄰(北海道大)  
 森平三郎(山梨大)  
 安達丑雄(東京農工大)  
 田中喜楽(神戸大)  
 古林喜楽(和歌山大)  
 糸魚川祐三郎(鳥取大)  
 下田光造(九州大)  
 山田鉄三(商船大)  
 菊植鉄三(商船大)

第四常置委員会(学生の厚生に関する問題)

委員長 戸田正三(金沢大)  
 委員 今村荒男(大阪大)  
 栗原一男(宮崎大)  
 松生義勝(東京水産大)  
 山内得立(京都学芸大)  
 長尾優(東京医歯大)

第五常置委員会(大学間の協力に関する問題)

委員長 寺 沢 寛 一(電気通信大)

委員 高 橋 里 美(東北大)

田 所 哲 太 郎(北海道学芸大)

石 原 寅 次 郎(富山大)

北 川 久 五 郎(大阪学芸大)

松 山 基 範(山口大)

西 久 光(佐賀大)

重 松 倉 彦(福井大)

山 根 新 次(島根大)

新 関 良 三(埼玉大)

第六常置委員会(大学財政に関する問題)

委員長 沢 田 節 藏(東京外語大)

委員 小 華 和 忠 士(帯広畜産大)

鈴 木 重 雄(岩手大)

内 田 俊 一(東京工業大)

中 山 伊 知 郎(一橋大)

勝 沼 精 藏(名古屋大)

清 水 勤 二(名古屋工業大)

松 阪 富 之 助(香川大)

大 羽 眞 治(神戸商船大)

藤 井 種 太 郎(福岡学芸大)

第七常置委員会(教員養成に関する問題)

委員長 柴 沼 直(東京教育大)

委員 木 下 一 雄(東京学芸大)

上野 直昭(東京芸術大)

清水 多栄(岡山大)

伊藤 泰一(新潟大)

青木 文一郎(岐阜大)

内藤 卯三郎(愛知学芸大)

能勢 朝次(奈良学芸大)

落合 太郎(奈良女子大)

児玉 桂三(徳島大)

古屋 野宏平(長崎大)

第三、第四常置委員会専門委員

高倉 新一郎 北海道大学学生部長

末永 茂喜 東北大学学生部長

柏木 義嵩 千葉大学教務補導部長

斯波 和 慧 東京大学厚生部長

千々和 実 東京学芸大学教務補導部長

下村 康 東京教育大学厚生補導部長

堀 潮 一橋大学厚生補導部長

長岡 利夫 信州大学厚生補導部長

窪田 敏夫 金沢大学学生部長

田中 周友 京都大学学生部長

渡辺 信一 名古屋大学学生部長

平塚 錦平 名古屋大学補導部長

中山 透 山梨大学厚生補導部長

瀬尾 愛三郎 九州大学学生部長

酒井 清一 茨城大学学生部長

第六常置委員会専門委員

進藤 小一郎 東京大学事務局長

佐藤 憲三 東京工業大学事務局長

樺島 寛之助 東京外国語大学事務局長

### 3. 昭和二十八年年度大学卒業豫定者の推薦ならびに採用試験の時期に関する調査について

本件については昭和二十八年一月二十八日附国大協庶第一八五号を以つて各国立大学長宛に依頼しましたところ、次に記載の通り集計結果が得られました。

国立大学協会  
昭和二十八年年度大学卒業予定者の推薦ならびに採用試験の時期等に関する調査

(国立大学七十二の内六十二大学を調査) 集計率八十六%  
本年度は各大学の協定によつて卒業予定者の推薦時期が調整されたがその実施状況について調査し、将来の改善の資料にする  
(以下各項目はすべて大学が直接就職あつ施したものだけを対象とする)

(1) 推薦時期について  
A 求人側が指定した推薦期日の分布

分布区間	文科系		理科系	
	求人数	求人数	求人数	求人数
八月以前	三九	九一	九四	一三五
九月一日—一四日	九五	三二二	一二九	一八九
九月十五日—三〇日	六八七	六二〇	四五〇	八二四
一〇月一日—一四日	一、三三三	三、二四〇	九八六	一、九一八
一〇月十五日—三十一日	三、一三三	六、五八一	三、六五二	八、三四五
十一月	九五二	一、八二八	三、九一	二、五九九
十二月	七二五	一、一九〇	八四九	一、一五三
計	六、九六二	二四、八六二	七、五五一	二五、一六三

B 大学側が実際に推薦した期日の分布

(2) 採用が決定した時期について

分布区間	文科系		理科系	
	推薦した求人数	推薦学生数	推薦した求人数	推薦学生数
八月以前	一五	七三	二二	三三
九月一日—一四日	三三	一一二	四五	八〇
九月十五日—三〇日	三九七	二、〇五三	一二五	二六六
一〇月一日—一四日	一、一五二	五、九五八	七四一	一、八九八
一〇月十五日—三十一日	三、三〇五	一六、八六八	三、五〇六	九、〇八七
十一月	八〇〇	三、四四九	一、五五三	三、一七八
十二月	五三四	二、〇九七	八五六	一、四五二
計	六、二三六	二〇、六一〇	六、八四八	二五、九九三

(3) 推薦時期(十月一日以降)の協定についての評価。  
次の各事項中、該当するものに○をつけて下さい。

分布区間	文科系		理科系	
	採用を決定した求人数	採用が決定した学生数	採用を決定した求人数	採用が決定した学生数
八月以前	二	二	一	一
九月一日—一四日	四	一九	二	八
九月十五日—三〇日	五	八	八	二一
一〇月一日—一四日	二一五	三七九	五二	五六
一〇月十五日—三十一日	一、一五五	一、七二六	七六五	一、一四七
十一月	一、二二六	一、五七一	五八五	二、一五九
十二月	六二八	八二八	七九六	九九七
計	三、二四五	四、五三三	三、二〇九	四、三七〇

A、協定を行つたことの効果があつた

イ、非常に効果があつた。 五

ロ、かなり効果があつた。 三十七

ハ、何ともいえない。 二十八

ニ、全然効果がなかつた。 四

(数字は大学数を示す)

B、今後の協定についての意見。

- イ、今年どうりの協定を希望する。 三十七
- ロ、今年より、もつと早い時期(月日)に協定したい。 十二
- ハ、今年より、もつと遅い時期(月日)に協定したい。 十九

内訳

- 十月十五日とするもの四 一月一日とするもの三
- 十月二十日とするもの四 二月十五日とするもの一
- 十一月一日とするもの五 三月一日とするもの一
- 十一月十日とするもの一

C、協定を守るに当つて困難を感じた点について、(最も痛感したものの一つだけに○をつけること)

- イ、求人側が協定に協力してくれないことがあつた。 三十一
- ロ、協定に対して大学側の足並がそろわないことがあつた。 九
- ハ、就職あつた事務が一時的に繁忙をきわめた。 二十三
- ニ、公務員試験が協定期以前に行われた。 九
- ホ、学校を経由せず直接就職運動をする学生が多くなつた。 四
- ヘ、その他(会社の採用試験が接近した期日に行われた為学生が一ヶ所だけしか受験出来ず学生の不安を増大した。) 十六

記入上の注意

- 1、項目(1)のA、の(求人側が指定した推薦期日の分布)とは、求人側が大学に推薦を依頼してよこした日付ではなく(〇月〇日までに推薦してもらいたい)と指定した時期をいう。
- 2、文科系とは、文学・法学・経済学・商学・文理学・教員養成等関係学科系学生をいう。
- 理科系とは、理学・農学・水産学・工学・医歯薬学・家政学・商船学・音楽・美術等関係学科系学生をいう。
- 3、項目(3)Cのへ、その他については( )内に記入すること。

- 1、神戸商船大学は、昭和二十七年開学で該当事項なし。
- 2、商船大学は卒業期が九月で該当事項なし。

- 3、調査事項中〇印を附したのは、同一大学の学部別に記入したのがあつた。
  - 4、教員養成の大学や学部及び医学部はそれぞれ特殊事情があつて必ずしも、この調査に符合しない。
- 教員の推薦開始時期は一、二月が最盛、採用決定は三月以降となる。
- 5、北海道学芸大は教員不足のため全卒業生の就職率は百分である。

国立大学協会

昭和二十八年大学卒業予定者の推薦ならびに採用試験の時期等に関する調査

(短期大学十二の内四を調査)集計率三十四%

本年度は各大学の協定によつて卒業予定者の推薦時期が調整されたが、その実施状況について調査し、将来の改善の資料にする。(以下の各項目は、すべて大学が直接就職あつたものだけを対象とする。)

(1) 推薦時期について

A 求人側が指定した推薦期日の分布

分布区間	文科系		理科系	
	求人件数	求人数	求人件数	求人数
八月以前				
九月一日—四日	二	四	一	一
九月五日—三〇日	三	一一	五	七
一〇月一日—四日	一	三	二	二
一〇月五日—三十一日	一	二	三	三
計	七	二〇	二二	三八

B 大学側が実際に推薦した期日の分布

分布区間	文科系		理科系	
	推薦した求人の数	推薦学生数	推薦した求人の数	推薦学生数
八月以前				
九月一日—四日	二	二	一	一
九月五日—三〇日	三	一	二	二
一〇月一日—四日	一	四	六	一
一〇月五日—三一日	一	二	二	二
計	七	二九	二一	三九

(2) 採用が決定した時期について

分布区間	文科系		理科系	
	採用を決定した求人の数	採用が決定した学生数	採用を決定した求人の数	採用が決定した学生数
八月以前				
九月一日—四日	一	一	一	一
九月五日—三〇日			三	三
一〇月一日—四日			二	二
一〇月五日—三一日			三	三
計	一	一	九	一三

(3) 推薦時期(十月一日以降)の協定についての評価

次の各事項中、該当するものに○をつけて下さる。

- A、協定を行つたことの効果があつた。  
 イ、非常に効果があつた。

- ロ、かなり効果があつた。  
 ハ、何ともいえない。  
 ニ、全然効果がなかつた。

B、今後の協定についての意見。

- イ、今年度どうりの協定を希望する。

ロ、今年度よりもつと早い時期(月日)に協定した。

ハ、今年度よりもつと遅い時期(月日)に協定した。

ニ、協定は下必要である。

C、協定を守るに当つて困難を感じた点について、(最も痛感したものの一つだけに○をつけること。)

- イ、求人側が協定に協力してくれないことがあつた。  
 ロ、協定に対して大学側の足並がそろわないことがあつた。  
 ハ、就職あつた旋事務が一時的に繁忙をきわめた。

ニ、公務員試験が協定期以前に行われた。

ホ、学校を経由せず直接就職運動をする学生が多くなつた。

ヘ、その他(短期大学卒業生を特に採用の対象にして頂き試験を受けさせて貰いたい。)

記入上の注意(前掲と同じ)

### 4、第一常置委員会委員長の互選

高橋委員長の健康上の御都合により第八回総会当時から辞任したい旨のお申出があり、たまたま三月十二日(金)に本協会役員会を開催、その際事情止むを得ないものと認め協議の上、書面による各委員の互選と決定、四月七日互選開票の結果、全投票数拾票の中

六票 京都大学長 滝川 幸辰

四票 横浜国立大学長 江国 正義

となり、第一常置委員会委員長は京都大学長滝川幸辰氏が当選新任されました。

備考(この事は、昭和二十九年四月十五日附国大協庶第一九三号をもつて、各国立大学長宛報告済)



## 5、大蔵当局との懇談会

大学財政の諸問題について、大学側の要望しつつある緊急の懸案を開陳し、昭和二十八年十一月二十四日、東京都芝白金町八芳園において、矢内原会長、第六常置委員会沢田委員長、勝沼理事、清水委員、専門委員等出席、大蔵当局次官主計局長等と懇談した。

## 6、神原学長御逝去

香川大学長神原基造殿は、昭和二十九年四月二日狭心症のため逝去せられ、四月十五日香川大学において大学葬が行われたので、矢内原会長から弔電を寄せられた。

## 7、資 料 (一)

### 義務教育諸学校における教育の政治的中 立の確保に関する法律案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の精神に基き、義務教育諸学校における教育を党派的勢力の不当な影響又は支配から守り、もつて義務教育の政治的中立を確保するとともに、これに従事する教育職員の自主性を擁護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。

2 この法律において「教育職員」とは、校長(盲学校、ろう学校又は養護学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する盲学校、ろ

う、学校又は養護学校の校長とする。)、教諭、助教諭又は講師をいう。  
(特定の政党を支持させる等の教育の教養及びせん動の禁止)

第三条 何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体(以下「特定の政党等」という。)の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体又はその団体を主たる構成員とする団体の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教養し、又はせん動してはならない。

2 前項の特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育には、良識ある公民たるに必要な政治的教養を与えるに必要な限度をこえて特定の政党を支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足りる教育を含むものとする。

(罰 則)

第四条 前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(処罰の請求)

第五条 前条の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の区別に応じ、左の各号に掲げるものの請求を待つて論ずる。

一 国立の義務教育諸学校にあつては、当該学校が附属して設置される国立大学(当該学校が国立大学の学校に附属して設置される場合には、当該国立大学)の学長

二 公立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(当該地方公共団体が特別区である場合には、都の教育委員会、地方公共団体の組合であつてこれに教育委員会が置かれていないものである場合には、当該学校を所管するその執行機関)

三 私立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を所轄する都道府県知事

2 前項の請求の手續は政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 8、資 料 (二)

### 教育公務員特例法の一部を改正する法律案

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「同法第三十一条から第三十八条まで及び第五十二条」を「第二十一条の第三項並びに地方公務員法第三十一条から第三十五条まで、第三十七条、第三十八条及び第五十二条」に改める。

第二十一条の三を第二十一条の四とし、第二十一条の二の次に次の一条を加える。

（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限等）

第二十一条の三 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国立学校の教育公務員の例による。

2 前項の規定によりその例によるものとされる国家公務員法第二百二条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者は、同法第一百条第一項の例によるものとする。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第一号中「この法律」を「この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律」に改める。

第三十六条第二項但書中「公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立学校をいう。以下同じ。）に勤務する職員以外の職員は、」及び「公立学校に勤務する職員は、その学校の設置者たる地方公共団体の区域（当該学校が学校教育法に規定する小学校、中学校又は幼稚園であつて、その設置者が地方自治法第五十五条第二項の市であるときは、その学校の所在する区の区域）外にお

す、」を削る。

第五十七条中「公立学校」を「公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立学校をいう。）」に、「学校教育法に」を「同法に」に改める。

#### 理 由

公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、教育公務員の職務と責任の特殊性にかんがみ、国立学校の教育公務員の例によることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 9、資 料 (三)

### 国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

#### (案)

第二条を次のように改める。

#### (国立学校)

第二条 この法律で「国立学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校で国が設置するものをいう。

2 大学以外の国立学校は、この法律に特別の定をするものの外、政令で定めるところにより、国立大学又は国立大学の学部附属して設置するものとする。

#### 「参考

#### (現行)

第二条 この法律で「国立学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校のうち、国立の大学及び高等学校をいう。

#### (案)

第三条の表……………略……………を……………に改める。

#### (案)

第四条第一項の表……………略……………を次のように改める。

#### (案)



